

平成 30 年 2 月 15 日

岸和田市長 永野耕平様

岸和田市国民健康保険運営協議会
会長 石田信博



大阪府国民健康保険運営方針に基づく本市制度の改正について(答申)

平成 30 年 2 月 15 日付岸保保第 2518 号をもって貴職から諮問のありましたみだしの件について、慎重に審議を行った結果、本協議会は別添のとおり答申します。



答申書

来る平成30年4月からのいわゆる国民健康保険事業広域化につき、大阪府の定めた「大阪府国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）においては大阪府内市町村の統一保険料率の実施を謳っている。

今回の大阪府が示した統一保険料率及びそれに関する諸制度を鑑みると、賦課限度額、減免制度などについて運営方針に謳う内容と本市の現行制度とに齟齬が存在する。運営方針では、国民健康保険事業が各市町村において半世紀以上に渡る独自の運営を行ってきたことを考慮して最長6年間の激変緩和期間を設けることとなっているものの、受益と負担の公平性の確保などの見地から考察すると、可及的速やかに統一保険料率に合致させることが望ましい。

運営方針に謳う内容と本市現行制度を比較した場合、諮問内容のとおり、平成30年度において激変緩和措置を設けることによって平成31年度に統一保険料率を採用することは被保険者に対して大きな混乱を生じさせるものではないと思料する。

以上のような事情を勘案した結果、本協議会は諮問内容を可とする答申を行う。

なお、全体としての保険料額は平成29年度よりも減少するものの、負担増となる世帯も存在することから、被保険者への周知について適切な対応をお願いしたい。合わせて、今後、適正な保険料率について、大阪府をはじめとする関係団体・関係機関と不断の検討を行われることを要望する。

以上